



給(火)に事務係、東部農務高、現地で  
協議を行う。

局 長	室 長	技 監	専 門 監	室	員	担 当	係 長
[Redacted]							係 長
[Redacted]							日

東農治第99号  
平成19年5月31日

建設部長 様

東部農林事務所長

熱海市伊豆山字赤井谷 [Redacted] 及び [Redacted] 番地における  
森林の伐採等について

このことについて、森林法第10条の2に抵触する恐れがあるため、別紙(写)のとおり  
通知したので報告します。

記

- 1 箇 所：熱海市伊豆山字赤井谷 [Redacted]、 [Redacted]
- 2 行為者： [Redacted]
- 3 面 積：1.5～3.0ha

担当 治山課林地保全係 [Redacted]  
TEL 055-920-2173





東農治第 99号  
平成19年5月31日



静岡県東部農林事務所長



熱海市伊豆山字赤井谷 ■■■■ 及び ■■■■ 番地における森林の  
伐採等について

平成19年5月22日に現地調査を実施したところ、貴殿の行為は森林法第10条の2に抵触するおそれがあると判断されるので、下記事項を守られるよう通知します。

記

- 1 標記森林内での開発行為に相当する作業は、中止してください。
- 2 土地の形質変更面積を実測し、求積図を平成19年6月25日(月)までに提出してください。
- 3 区域外への土砂の流出防止等、災害を防ぐための措置を農林事務所と協議の上、その復旧計画書を平成19年6月25日(月)までに提出してください。

5/31  
現地調査

担当：治山課林地保全係  
電話：055-920-2178